



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

2019年4月15日号

## 都道府県で外来医療計画が策定される ～在宅医療との切れ目のない提供体制など目指す

《背景》 医療法の一部改正(2019年4月1日施行)によって、都道府県が医療計画に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(外来医療計画)を追加することになり、厚生労働省は、その参考となるようガイドラインを作成し通知した。

《ポイント》 地域包括ケアシステムの構築に資するような取り組みが重要との観点から、外来医療と在宅医療が切れ目なく提供されることなどが求められており、患者・住民の視点では、日頃から身近で相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことが重要であり、かかりつけ医は、その機能を地域で十分に発揮することが期待されている—という考え方が、ガイドラインで改めて示された。

《解説》 外来医療計画は、都道府県の二次医療圏単位を基本に、医療関係者らによる協議の場を設け、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関することを協議するなどして策定されます。地域の基幹病院、中小病院、一般診療所の外来医療機能の役割を整理し、生活習慣病などのプライマリ・ケアについては一般診療所等が担うといった機能分化の促進が必要であるため、診療所の外来医療に係る医療提供についての検討は、地域特性を踏まえ市区町村や中学校区等の生活圏域で検討することも差し支えないとされています。外来医療計画は2019年度中に策定されます。医療データ(下記一覧)を活用して立案・策定されますが、その検討過程から、都道府県のホームページ等を通じて情報が公表される予定であるため、自院の地域について、外来医療提供体制の状況を知ることができるとともに、今後の取り組みの方向を推し量ることもできそうです。

### ■外来医療計画の策定・実施に活用される情報(厚生労働省から提供される予定のデータ)

- 外来診療(初・再診)に関する情報(小児の加算等を含む)
  - 初期救急体制(夜間・休日外来、深夜外来)に関する情報(時間外加算等を含む)
  - 在宅医療(訪問診療、往診)に関する情報
  - 放射線診療・治療に関する情報
  - 地域の病院・診療所ごとの主たる診療科目別医師数および取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名および麻酔科の標榜資格医師数に関する情報
  - 地域の病院・診療所ごとの開設、廃止、休止、再開別の医療機関数
  - 地域の病院・診療所の所在に関するマッピング
  - 地域の病院および有床診療所の医療機器に関するマッピング
- それぞれの、診療所と病院の実施割合

《発行》

**アステラス製薬株式会社**

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

**医療総研株式会社** (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004  
TEL. 03-3817-8867